

静岡県告示第217号

静岡県受動喫煙防止条例（平成30年静岡県条例第48号。以下「条例」という。）附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第3項及び条例附則第5項の規定に基づき、たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するものを次のように定めたので、告示する。

平成31年3月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定たばこの範囲

条例附則第2項の規定に読み替えられた条例第8条第3項及び条例附則第5項の規定に基づき、知事が指定するたばこは、加熱式たばことする。

2 適用期日

平成31年4月1日から適用する。